

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本板硝子材料工学助成会(以下、「本財団」という)の役員及び評議員の報酬並びに費用に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第11条の規定に基づき置かれるものをいう。
- (3) 報酬とは、公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、資料代その他の経費をいう。謝金とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 常勤の理事には(別表)月例報酬表に基づき月例報酬を支給し、賞与は支給しない。

2. 常勤理事の月例報酬の号俸は年度ごとに、本人の業績、財団財政状況等を勘案して、理事会の承認を得て、決定する。
3. 常勤理事、会計監事を除く理事・監事については、理事会の出席報酬として1回あたり3万円を支給する。オンライン開催の場合は、1回あたり2万円を支給する。尚、「理事会の決議の省略による書面決議」の場合は1万円を支給する。
また、助成金贈呈式、研究成果発表会の出席報酬として1回あたり2万円を支給する。
オンライン開催の場合は、1回あたり1万円を支給する。
4. 評議員については、評議員会への出席報酬として、1回あたり3万円を支給する。
理事長及び監事(会計監事を除く)の評議員会への出席報酬も3万円とする。
尚、「評議員会の決議の省略による書面決議」の場合は1万円を支給する。
また、助成金贈呈式や研究成果発表会の出席報酬として1回あたり2万円を支給する。
オンライン開催の場合は、1回あたり1万円を支給する。
5. 月次経理監査業務を行う監事の月例報酬は3万円とし、賞与は支給しない。また、理事会、評議員会、助成金贈呈式や研究成果発表会に出席時も出席報酬を支給しない。
6. 常勤理事、会計監事を除く理事・監事及び評議員が特別な業務に従事する場合は、1回につき2万円を支給する。
7. 評議員会と理事会が同日開催の際、重複して出席される役員には役員報酬・費用を重複して支給しない。
8. 日本板硝子(株)在職の非常勤役員・評議員に対しては、役員評議員報酬・費用を支給しない。

(費用)

第4条 交通費、旅費等は理事会の承認を得て、別に定める出張旅費規程による。

(支給方法)

第5条 報酬は、原則として出席等該当月末または翌月月末に支給する。尚、支給方法は本人の指定口座に振り込むこととする。

- 2 新たに常勤役員に就任した時、あるいは退任した時は、報酬は日割計算による。
- 3 費用も報酬と同じく、原則として該当月末または翌月月末に支給する。支給方法も報酬と同じとする。但し、常勤役員については、報酬と同じく毎月月末に支給する。

(退職金)

第6条 常勤役員に対する退職金は、退職時月例報酬に1.5の割合を乗じた額に、役員在任年数を乗じて得た額を支給する。在任年数で1年未満の期間については、月割計算とする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行う。

付則

本規程は、移行登記の日から施行する。(平成21年6月15日理事会議決)

平成24年6月8日改訂、令和5年6月13日改訂

(別表)月例報酬表

(第1号)40万円 (第2号)45万円 (第3号)50万円
(第4号)55万円 (第5号)60万円 (第6号)65万円